

第3号様式(第2条関係)注(1)

陸運支局又は自動車検査所を 表示する文字	ラテン文字	陸運支局又は自動車検査所を 表示する文字	ラテン文字	陸運支局又は自動車検査所を 表示する文字	ラテン文字	陸運支局又は自動車検査所を 表示する文字	ラテン文字	陸運支局又は自動車検査所を 表示する文字	ラテン文字
札 幌	S P S	長 岡	N G O	練 馬	T K N	尾張小牧	A C O	広	H S
札 館	S P	新	N G	練	T O N	愛 重	A C	山 口	Y U Y
函 館	H D H	長 野	N N N	足 立	T K A	三 重	M E M	山	Y U
函	H D	松 本	N N M	足	T O A	三	M E	徳 島	T S T
旭 川	A K A	長	N N	八王子	T K H	滋 賀	S I S	徳	T S
旭	A K	水 戸	I G M	多 摩	T K T	滋	S I	香 川	K A K
室 蘭	M R M	土 浦	I G T	多	T O T	京 都	K T K	香	K A
室	M R	茨 城	I G I	横 浜	K N Y	京	K T	愛 媛	E H
釧 路	K R K	茨	I G	川 崎	K N K	大 阪	O S O	高 知	K C K
釧	K R	宇 都 宮	T G U	湘 南	K N N	な に わ	O S N	高	K C
帯 広	O H O	と ち ぎ	T G C	相 模	K N S	和 泉	O S Z	福 岡	F O F
帯	O H	栃 木	T G T	神	K N	大	O S	北 九 州	F O K
北 見	K I K	栃 馬	T G	山 梨	Y N	泉	O S I	久 留 米	F O R
北	K I	群 馬	G M G	富 山	T Y T	神 戸	H G K	筑 豊	F O C
青 森	A M A	群	G M	富	T Y	姫 路	H G H	福	F O
八 戸	A M H	大 宮	S T O	川 石	I K I	兵 兵	H G	佐 賀	S A S
青	A M	熊 谷	S T K	石	I K	奈 良	N R N	佐	S A
岩 手	I T I	所 沢	S T T	福 井	F I	奈	N R	長 崎	N S
岩	I T	春日部	S T B	岐 阜	G F G	和 歌 山	W K W	佐 世 保	N S S
宮 城	M G M	埼 玉	S T S	飛 騨	G F H	和	W K	熊 本	K U K
宮	M G	埼	S T	岐	G F	鳥 取	T T T	熊	K U
福 島	F S	千葉	C B C	静 岡	S Z S	鳥	T T	大 分	O T
いわき	F S I	野 田	C B D	浜 松	S Z H	島 根	S N	宮 崎	M Z
秋 田	A T A	習 志 野	C B N	沼 津	S Z N	島	S M	鹿 児 島	K O K
秋	A T	袖ヶ浦	C B S	静 岡	S Z	岡 山	O Y O	鹿	K O
山 形	Y A	千 川	C B	名古屋	A C N	岡	O Y	沖 縄	O N O
庄 内	Y A S	品 川	T K S	豊 橋	A C T	広 島	H S H	沖	O N
新 潟	N G N	品	T O S	三 河	A C M	福 山	H S F		

第四号様式中「地方運輸回送運支局長」を「陸運支局長」に改める。

(新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特別法施行規則の一部改正)
第八十七条 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特別法施行規則(昭和三十九年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(新幹線鉄道構造規則の一部改正)
第八十八条 新幹線鉄道構造規則(昭和三十九年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(新幹線鉄道運転規則の一部改正)
第八十九条 新幹線鉄道運転規則(昭和三十九年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(戦傷病者等の旅客鉄道株式会社等の鉄道等への無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令の一部改正)
第九十条 戦傷病者等の旅客鉄道株式会社の鉄道等への無賃乗車等に係る運賃の負担方法等に関する省令(昭和四十年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
別紙中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶救命設備規則の一部改正)
第九十一条 船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表及び第二十五条第一項の表中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正)
第九十二条 海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(小型船舶船業法施行規則の一部改正)
第九十三条 小型船舶船業法施行規則(昭和四十一年運輸省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(新東京国際空港公団法施行規則の一部改正)
第九十四条 新東京国際空港公団法施行規則(昭和四十一年運輸省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
(船舶災害防止活動の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第九十五条 船舶災害防止活動の促進に関する法律施行規則(昭和四十二年運輸省令第七十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第二十条中「地方運輸局又は海運監視部」を削る。

第三号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正)
第九十六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年運輸省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

第六条第一号中「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。
第六号様式及び第二号様式中「地方運輸回送運支局長」を「陸運支局長」に改める。
第三号様式中「地方運輸回送運支局長」を「陸運支局長」に改める。
第三号様式中「地方運輸回送運支局長」を「陸運支局長」に改める。
第三号様式中「地方運輸回送運支局長」を「陸運支局長」に改める。